

両沼地方農業技術情報

発行：福島県会津農林事務所会津坂下農業普及所、JA会津みどり、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

本年10月1日から、米の放射性セシウム濃度の基準値が1kg当たり100ベクレルと厳しくなります。福島県産米を安心して買っていただくために、今年から「モニタリング検査」と「全袋検査」の2段階で放射能検査を実施します。皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

1. モニタリング検査について

旧市町村単位（農林業センサスにおける「旧市町村」）で、収穫した玄米の抽出検査を実施します。管内には計21旧町村がありますが、採取する検体数は旧町村によって異なります（1旧町村当たり3点～11点）。旧町村内で50ベクレル/kgを超える米が見つかった場合は、その旧町村内では新たに1haに1点の再検査を行うこととなります。モニタリング検査の結果、基準値（100ベクレル/kg）を超える米袋が無ければ、出荷自粛が解除され、全袋検査に移行します。

2. 全袋検査について

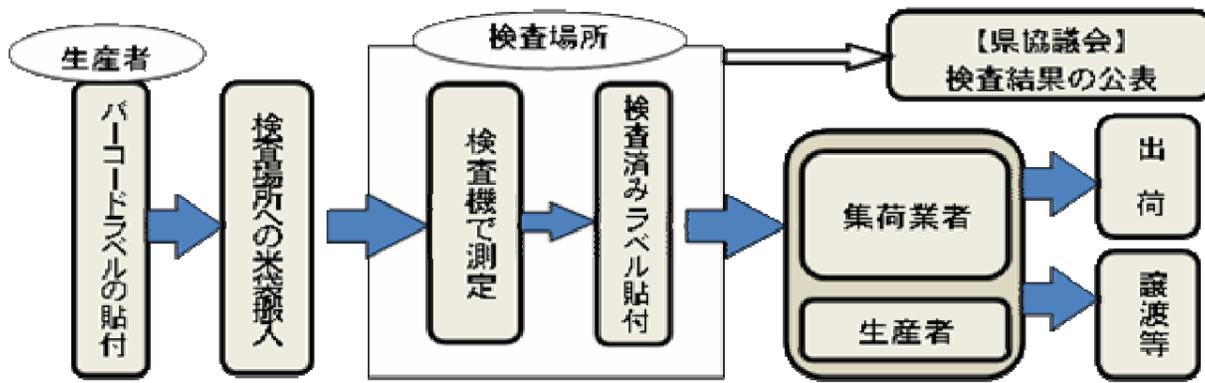
出荷する米をはじめ、直接販売する米、自家保有米（飯米、縁故米など）、中米や小米を含めて、全ての米を対象に全量全袋検査を実施します。6月発行の本情報第2号では、自家保有米は検査対象としないとお伝えしましたが、その後の県議会等での協議を経て、自家保有米も検査対象とすることになりました。全量全袋検査を受けていない米は、出荷、譲渡、自家消費をしないでください。

(1) 米の全袋検査場所

全袋検査機は、『会津みどり地域農業再生協議会（以下、みどり再生協という。）』が事業主体となり、下表のとおり17台配置されます。

No.	検査機配置町村	利用団体等	設置施設名	住所	検査日程等
1	会津坂下町	JA会津みどり坂下総合支店	第2号倉庫	会津坂下町大字金上字の場251	全検査場所で、契約米以外の直販米や自家保有米の検査は予約制です。その検査は、JA倉庫では日曜・祝日に受け付け、11月以降は随時受け付けます。猪俣徳一商店では9～10月は水曜・日曜日及び祝日とし、11月以降は随時受け付けます。カネダイでは随時（但し、1日合計500袋まで）受け付けます。
2			第3号倉庫	会津坂下町大字中泉字広面717	
3			第4号倉庫	会津坂下町大字中泉字広面675	
4			第5号倉庫	会津坂下町大字金上字畑添1501	
5		(有)猪俣徳一商店	杉倉庫	会津坂下町大字船杉字北杉乙2-1	
6		(有)カネダイ	古坂下倉庫	会津坂下町字小川原938-1	
7	柳津町	JA会津みどり柳津総合支店 JA会津みどり三島総合支店	第11号倉庫	柳津町大字柳津字下原道東下甲517-1	契約米は日～金曜日、直販米や自家保有米は火・木・土・日曜日とします。但し、10月第1・2週は日曜日から金曜日までを契約米とし、土・日曜日を直販米や自家保有米とします。なお、三島町については、直販米や自家保有米の検査日を日曜日とします。
8	昭和村	JA会津みどり昭和総合支店	昭和第21号倉庫	昭和村大字下中津川字住吉392	契約米は月～金曜日検査日です。直販米や自家保有米は土曜日が検査日です。
9	金山町	JA会津みどり金山総合支店	横田ライスセンター	金山町大字横田字上原1220-1	契約米は月～水曜日が検査日です。直販米や自家保有米は予約制とします。
	会津美里町	JA会津みどり新鶴総合支店(金山町より移動)	第63号農業倉庫	会津美里町新屋敷字沢道西1630	検査日や受付方法が各検査場所ごとに、また、出荷時期により異なります。検査場所の属するJA各総合支店が集荷業者に、予めお問い合わせ下さい。
10	会津美里町	JA会津みどり高田総合支店	第44号農業倉庫	会津美里町勝原字竹原539	
11			第44号農業倉庫	会津美里町勝原字竹原539	
12		JA会津みどり本郷総合支店 (最盛期は購買倉庫、その後第51号倉庫に移動)	購買倉庫	会津美里町字横堀下33	
13		JA会津みどり新鶴総合支店	第51号農業倉庫	会津若松市北会津町上米塚字出新田西2102-2	
14		JA会津みどり新鶴総合支店	第62号農業倉庫	会津美里町立石田字古宮前甲375	
15		(有)佐治左五郎商店 (株)竹内商店 (有)薄商店(竹内商店より移動)	佐治商店倉庫 竹内商店倉庫 左下り倉庫	会津美里町字高田甲3014 会津美里町字河原町1769-11 会津美里町大字大石字東左下り1177-2	
16	湯川村	JA会津みどり湯川総合支店	肥料倉庫	湯川村大字田川字村西甲806-2	直販米や自家保有米について10月末まで毎日検査します。
17		JA会津みどり湯川総合支店	第73号農業倉庫	湯川村大字笈川字館176	JA契約米のみ検査します。月～土曜日が検査日です。

(2) 米の全袋検査のしくみ



全袋検査の途中で 100Bq / kg 超の検査結果が出た場合は、旧市町村単位で出荷制限が指示されます。

(3) バーコードラベルの貼付け方



検査証明欄の左上の、平になったところに貼り付けて下さい。

(4) 全袋検査における留意点

- ア バーコードラベルは、みどり再生協（町村、JA、集荷業者）から9月上～中旬に配付されます。必ず、検査前に貼り付けて下さい。
- イ 各町村で検査・運搬のルール作りを行っています。また、自家保有米の運搬体制を組む町村もありますので、予めご確認ください。
- ウ 旧町村をまたいで乾燥調製を行わないようにして下さい。また、検査場には生産ほ場の旧町村名ごとに区分して搬入して下さい。
- エ 米袋は風袋込みで30.5kg入りとして下さい。袋は、3枚重ねの丈夫な新袋に詰めて下さい。
- オ 米袋表面に土がついていると放射性セシウムが検出されやすいため、紙袋を泥等で汚さないように十分に注意して下さい。
- カ フレコンバッグ出荷やカントリーエレベーター扱いの米は、それぞれに検体を一定量採取し、別途検査を行います。
- キ 米の全袋検査に伴う生産者の経費負担はありません。
- ク みどり再生協から、検査に伴う生産者の手間や掛かり増し経費として「検査諸管理費補てん金」をお支払いします。補てんの単価は、出荷米 193 円 / 袋、直販米及び自家保有米 303 円 / 袋です。カントリーエレベーター出荷、フレコンバッグ出荷米は、出荷数量を 30kg 袋に換算して支払います。なお、全袋検査の米袋の運搬を業者等に依頼した場合は、別途運搬経費がかかる場合があります。

詳しいことをお聞きになりたい方は、会津坂下農業普及所(電話 0242-83-2112)、会津みどり地域農業再生協議会(0242-83-1479)、各町村農政担当課、JA会津みどり各支店営農関係課、米集荷業者(方針作成者)にお問い合わせ下さい。